

○ クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について（平成 19 年 3 月 30 日 18 経営第 7836 号農林水産省経営局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>第4 特別融資制度推進会議の運営等 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 審査後の手続等 （1）・（2）（略） （3）借入希望者は、資金を必要とするときに受任融資機関等から確実に融資を受けることができるように、（2）で指定された期日までに、必要となる書類の<u>整備・提出等</u>を受任融資機関等に対して行うものとする。</p> <p>3 通常借入手続への移行 受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3以下に規定する借入手続（以下「通常借入手続」という。）に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知書（参考様式又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法により通知するものとする。</p> | <p>第4 特別融資制度推進会議の運営等 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 審査後の手続等 （1）・（2）（略） （3）借入希望者は、資金を必要とするときに受任融資機関等から確実に融資を受けることができるように、（2）で指定された期日までに、必要となる書類の<u>整備・提出</u>を受任融資機関等に対して行うものとする。</p> <p>3 通常借入手続への移行 受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3以下に規定する借入手続（以下「通常借入手続」という。）に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知書（参考様式又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法（<u>借入希望者に対する直接手交、郵送、FAX又は電子メール</u>）により通知するものとする。</p> |
| <p>第5 その他 1・2 （略） 3 窓口機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、<u>これを個人情報</u>の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)）により行</p> | <p>第5 その他 1・2 （略） 3 窓口機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)）の<u>確認欄</u>に記名</p> |

うこととする。

を求めることとする。

附 則 （令和5年3月31日4経営第3164号）
この通知は、令和5年4月1日から施行する。